

2011 年度大津市予算編成に当たっての政策要望

日本共産党大津市会議員団

はじめに.....	1
（暮らしと地域経済を再生するために自治体としての役割発揮を）.....	1
（民主党政権の変質と「地域主権改革」）.....	1
（教育・福祉切り捨ての滋賀県行財政改革）.....	2
（市民本位の財政運営のあり方の探求を）.....	2
【政策調整部】	4
（1）男女差別の解消と男女共同参画条例の制定を.....	4
（2）外部「事業仕分け」でなく、住民本位で事務事業の改善を.....	4
（3）施設使用料の見直し中止について.....	4
（4）地上デジタル放送移行の延期を求めることについて.....	5
（5）同和対策の完全終結を求めることについて.....	5
（6）志賀地域栗原地先の旧大型産廃施設予定地の利用について.....	5
（7）びわこ競輪場の跡地利用について.....	5
（8）広報紙の配布方法の検討を.....	5
【総務部】	5
（1）憲法を守り、活かす市政を進めること.....	5
（2）官製ワーキングプアをなくすために.....	6
（3）清潔で公正・公平な市政の推進を.....	6
（4）住民本位の民主的職員体制の確立を.....	6
不祥事をなくす住民本位の組織運営を.....	6
健康でやりがいある職場へ長時間労働の規制を.....	7
国からの天下りの受け入れ中止を.....	7
（5）所得再配分を保障する公正な課税、年金天引きの中止を.....	7
（6）徴収、収納対策について.....	7
（7）事業の民間委託・指定管理について.....	7
（8）市民の命と安全を守る防災対策の充実を.....	7
災害時の情報提供や避難所の整備について.....	7
防災無線について.....	8
【市民部】	8
（1）人権を保障する行政責任を明確にした三者協働の取り組みを.....	8
（2）市民相談・消費者保護活動の充実を.....	8
（3）安くて良質の葬儀事業の継続・充実を.....	8
（4）支所機能の充実を.....	9
（5）市民本位の真の国際交流の進展を.....	9
（6）市民の芸術・文化活動を保障する予算の拡充を.....	9
【福祉子ども部】	9
（1）障がい者の権利条約を基本とした施策の充実を.....	9
障がい者の権利条約を基本とした大津市の新計画策定を.....	9
地域で生き生きと暮らせる障がい者福祉の前進を.....	9
地域で自立して生活できる障がい者支援施設の整備・充実を.....	10

精神障がい者福祉の充実を	10
(2)安心して子育てができるまちづくりを	10
子どもの医療費無料化の拡充を	10
安心して産み育てられる母子保健の充実を	10
保育園の計画的整備で保育所待機児童解消を	11
公的保育を堅持し、保育条件の整備を	11
児童クラブとしての役割が果たせる施設、保育条件の整備を	11
ひとり親家庭の生活支援の強化を	11
児童虐待や育児ノイローゼなどを解消する支援ネットワークの充実を	12
児童館の計画的な充実、中高生の居場所づくりを	12
(3)格差と貧困をなくす社会保障の充実を	12
申請権の保障など市民の立場に立った生活保護行政を	12
生活保護の制度改悪を中止し改善をおこなうこと	12
ホームレス自立支援対策の強化を	12
貧困問題解決への本格的な取り組みを	13
【健康保険部】	13
(1)市民の命と健康を守る国民健康保険の運営を	13
高すぎる国民健康保険料の引き下げ、市独自の減免制度の創設を	13
保険証の取り上げをやめ、短期証も郵送交付を	13
安心して医療を受けられるよう窓口負担の減免を	13
国民健康保険制度の広域化を中止すること	13
後期高齢者医療制度の廃止、制度の改善を	14
(2)社会で支える介護へ 介護保険制度の改善を	14
必要とする人に必要な介護の保障を	14
介護保険料・利用料の負担軽減を	14
暮らしを支えるすこやか相談所・あんしん長寿相談所の充実を	14
特別養護老人ホームなど介護基盤の整備を進めること	15
介護保険利用者の「障がい者控除認定書」周知・申請の改善を	15
(3)地域での福祉・保健医療制度の充実を	15
健康・福祉・医療を一体的に取り組む保健所の運営を	15
社会保険滋賀病院の公的病院としての存続を	15
高齢者無料パス制度の創設を	15
【産業観光部】	15
(1)地域の雇用を守る取り組みを強化すること	15
解雇・リストラの規制で地域の雇用を守ること	15
学生の就職活動への支援を	16
シルバー人材センターの事業への支援を	16
(2)雇用や地域経済振興に役立つ企業立地促進へ	16
(3)地域経済の担い手、中小商工業者への支援強化を	16
中小企業振興条例の制定と住宅リフォーム制度等の充実を	16
小口簡易融資制度の充実と改善を図ること	16
商店街空き店舗対策への支援強化を	16
大型店出店に地域貢献や商業調整などの規制を	17
(4)安全な食料を地域で供給できる農林水産業の振興を	17
農産物輸入自由化にストップをかけ、地産地消による食糧自給率の向上を	17
食料の安全確保対策の強化を	17

農地課税の軽減を	17
地元材の利用に助成制度を実施して、森林資源の有効活用をおし進めること。	17
鳥獣害対策を充実させること	17
【環境部】	18
(1)家庭系ごみの有料化をやめ、減量・リサイクル対策の抜本的な強化を	18
焼却中心から減量・リサイクルのごみ行政への転換を	18
ステーション収集と資源物の分別収集の取り組みの強化を	18
生ごみのリサイクルの推進を	18
古紙の集団回収事業の充実を	18
(2)拡大生産者責任の徹底を国に強く求めること	18
(3)動物保護管理センターを中心に動物愛護の推進を	18
(4)市民本位の産業廃棄物行政の推進を	19
(5)地域環境整備事業の見直しを	19
(6)地球温暖化防止、びわ湖と環境保全の取り組みを	19
地球温暖化防止のための対策強化を	19
びわ湖の水質改善のために	19
(7)道路公害から住民生活を守るために	19
【建設部】	19
(1)安心して住み続けられる街へ公共交通の充実を	19
(2)道路、鉄道などのバリアフリー化を	20
(3)生活道路の整備促進と通過交通対策について	20
(5)河川整備の促進・淀川水系等の事業見直しについて	20
【都市計画部】	20
(1)サイエンスパーク地域の整備について	20
(2)歴史と自然を生かす景観保全の推進を	21
市街地全域での高さ規制の実施を	21
市民にわかりやすい屋外広告物行政の推進を	21
歴史的な町家や街道を生かしたまちづくりを	21
(3)住民が主人公のまちづくりを	21
住民本位のまちづくり条例を	21
区画整理や再開発の住民本位の見直しを	21
(4)安心して住みつけられる公的住宅を	21
市営住宅の整備促進を	21
雇用促進住宅入居者の転居対策について	21
(5)民間住宅の安心・安全確保を	22
住居の安全確保へ建築確認制度の改善を	22
住宅耐震診断・改修への支援強化を	22
マンションの管理への支援体制の整備を	22
(6)認定団地の環境改善を	22
【教育委員会】	22
(1)子どもたちが安心して学べる学校施設の環境整備を	22
学校施設・設備の整備促進を	22
学校の安全対策の充実を	22
計画的にマンモス校の解消を	23

学校図書館の充実を.....	23
(2)競争教育を改め、どの子にも行き届いた教育を.....	23
全国学力・学習状況調査への不参加を.....	23
高校統廃合の中止、通学区域の見直しを.....	23
学校選択制の検証と見直しを.....	23
(3)公民館などの社会教育施設整備と利用促進について.....	24
公民館等の施設整備と利用について.....	24
図書館の計画的な増設と図書館活動の充実を.....	24
市内の重要遺跡や史跡の整備の促進をすること.....	24
歴史博物館・市民会館・伝統芸能館など文化芸術施設の利用促進・企画の普及を.....	24
より多くの市民にスポーツ振興を.....	24
(4)教育の国家統制に反対し、民主主義を守る教育を.....	24
(5)子どもの人権を保障する教育活動への支援を.....	25
管理教育をやめ、子どもの人権を尊重する教育を.....	25
教育現場の声を反映した民主的な教科書選定を.....	25
少人数学級の推進を.....	25
学校用務員は正規職員の配置を.....	25
ALTの直接雇用へ改善を図ること.....	25
(6)教育費保護者負担の軽減を図ること.....	25
保護者負担の軽減と就学援助費の充実を.....	25
通学補助の全額支給や通園バスの存続を.....	25
学校給食の充実、中学校給食実現を.....	25
(7)障がい児教育の充実をはかること.....	26
特別支援教育の充実をはかること.....	26
大津市南部に特別支援学校の建設をするよう県に要望すること.....	26
(8)幼稚園教育の充実を.....	26
【消防局】	26
(1)消防力の抜本的な強化をはかること.....	26
(2)自主防災組織等への支援を強化すること.....	26
(3)市町村消防の広域化に反対すること.....	26
【企業局】	26
(1)おいしい水の安定供給を継続するために.....	27
(2)市民本位の下水道事業の推進を.....	27
(3)ガス事業の利益を市民に還元し、料金の引き下げを.....	27
【市民病院】	27
(1)地域医療を守るために国の医療費抑制策の改善を.....	27
(2)公的病院として市の独自の支援強化を.....	27
(3)患者負担の軽減・安心できる医療への取り組みを.....	27
(4)医師不足・看護師不足の解消へ条件整備を.....	28
(5)不祥事の根絶のため公金管理等の適正化を.....	28

2011 年度大津市予算編成に当たっての政策要望

日本共産党大津市会議員団

はじめに

(暮らしと地域経済を再生するために自治体としての役割発揮を)

金融危機に続く円高不況によって、市民の暮らしや地域経済は依然として深刻な状況におかれている。政府は自動車や家電などへの減税や補助金制度で景気浮揚をはかろうとしているが、一握りの大企業などは一時的な収益の改善が伝えられているものの、日本経済全体の回復の先行きは見えていないのが実情である。

新日鉄系列のシンクタンク日鉄技術情報センターの「日本に必要な成長戦略とは『賃上げターゲット』政策だ」と題する報告書は、90年代に政府は、「日経連の要望を受け入れ、労働者派遣法の改正、解雇規制の実質的緩和(早期退職制度の導入等)、会社分割の法制化などを相次いで実現させ、労働市場における交渉力を著しく企業に有利な方向にシフトさせた。結果的に、日本の労働慣行は大きく変化するとともに、賃金はほとんど上昇しなくなった。」「しかしその副作用として、個人消費の伸び悩み、慢性的なデフレ・円高懸念が企業を苦しめている。」と分析し、政府が「非正規労働者、解雇規制、企業制度の問題などについて、賃金が上がりやすくなるような政策パッケージを打ち出して、それを着実に実行すればよい。これこそが最高の成長戦略だ。」と賃上げの方向に規制を強化することを提案している。

国民生活は給料がこの12年間一人平均60万円も下がるという世界でも例を見ない困難に直面している。その上、増税や医療・介護・福祉などの負担の増大が、生活悪化と内需の冷え込みをもたらして、経済再生の重い足かせとなっている。国と自治体が市民生活の向上に重点を置いて、雇用の安定と拡大、社会保障の再生、地域経済の活性化に取り組むことが強く求められている。

地域経済の再生のためには、一般会計や特別・企業会計あわせて2,000億円もの大津市財政の需要や市民の消費が、地域の中を循環するようなくみ作りを工夫することがとりわけ重要になっている。地域で使われるお金が、たとえば大型量販店などで使われれば、一部は人件費などで地域に還元される部分はあるものの、その多くは本社のある大都市に流れていく。ところが、同じ金額が地域の商店街で使われれば、とうふ屋さんは八百屋さんで買い物をし、八百屋さんは洋品屋さんで買い物をするといった具合に2回転、3回転と経済循環を生み出していく。そのことが、ひいては税収の増加にもつながっていくことになる。市が行っている住宅リフォームの補助事業なども、地元の業者の仕事を増やすとともに、それがさらに地域の中で循環をするように、商店街が発行する商品券とリンクさせたり、地域通貨の使用につなげたりと工夫することが求められている。これらは、一部門の取り組みとしてではなく、全庁あげての取り組みにすることによって、地域経済活性化に大きな効果をもたらすことになる。

(民主党政権の変質と「地域主権改革」)

昨年、生活破壊の政治を変えたいという国民の願いを受けて、「国民の生活が第一」のスローガンで政権交代を果たした民主党政権だったが、沖縄の普天間基地移設問題では、公約を投げ捨てて辺野古への移設をアメリカと合意、沖縄県民に押しついたり、後期高齢者医療制度の廃止は先送りし、新たに打ち出した制度もほとんどの高齢者を国保に加入させながら、高齢者だけ別勘定の保険制度とするなど大枠で後期高齢者医療と同様の制度を進めようとしている。国民生活悪化の原因となった派遣労働の規制は、抜け穴だらけの改正案で現状追認となっており、それすら実行されていない。政治とカネへの対応も含めて高まる国民の批判の前に、鳩山政権が退場し、代わって登場した菅政権も今年の参院選で、1年前に引き上げないとしていた消費税の増税を打ち出して大敗をした。

国民の願いを一定反映していた積極的な政策は次々と反故にされ、様々な分野で民主党政権の変質

が進んで、今や自民党政治と変わらない政策を競い合うという状況が生まれている。

地方分権改革に続いて民主党が打ち出した「地域主権改革」は、憲法と地方自治法を踏みにじり、国の社会保障などへの最低基準の保障責任を解体し、「住民福祉の機関」としての自治体の機能と役割をさらに弱めるもの、道州制を視野に自治体のさらなる広域化と改変により大企業・多国籍企業が活動しやすい条件をつくり自治体を破壊する道、憲法と地方自治法にもとづく「二元代表制」を事実上否定し地方議会を形骸化、住民自治の破壊・縮小に導く方向である。

たとえば、国による枠付け・義務づけの廃止として保育園の設置に関する最低基準の廃止と自治体条例化が提案されており、その延長線上に利用契約制度と株式会社の参入などを柱とする「子ども・子育て新システム」の導入が打ち出されている。今後さらに義務づけ・枠付けのさらなる見直し、地方への権限委譲、補助金の一括交付金化、地方税財源の充実をはじめ、新しい地方政府基本法などを第2次地域主権一括法として提出準備を進めている。

地方自治体の自主性や自律性を拡大する地方分権は推進する必要があるが、それと引き替えにナショナルミニマムの解体や弱体化を進めたり、道州制など自治体のさらなる広域化や合理化、議会と長との関係の再編、住民への自助努力の強調と行政サービスの市場化など国と自治体の責任を後退させることは、広がりつつある格差や貧困をさらに拡大し、住民生活を困難に追いやるものといわなければならない。

（教育・福祉切り捨ての滋賀県行財政改革）

滋賀県では第2期嘉田県政がスタートしたが、福祉医療への負担の見直しや私学助成の削減、公共施設の廃止や民間委託など、従来から進めてきた行財政改革が新たな形で進められようとしている。来年度以降4年間、毎年145億円から190億円の収支不足が生じるとして、事業の見直しや人件費の削減、歳入確保などを進めるとしており、その中には、県と市町との役割分担の明確化やさらなる権限委譲、県補助金の一括交付金化、県立公共施設の見直しや高校の統廃合なども盛り込まれている。

一方で県政においても、多額の内部留保金を持つ大企業などに企業立地促進の名目で18億円もの補助が行われており、このような予算の使い方をあらためて県民生活を守るための施策の充実のために使うべきである。

県立高校の統廃合については、今後10年間の見通しとして高校進学希望者の人数は大きく減少する訳ではなく、全国最低クラスの高学校教育予算を改善して、行き届いた教育を進めるためにも高校の統廃合は行うべきではない。すでに、湖北地域や湖東地域などで地元の高校をなくすという運動が広がっているが、全県一通学区の元で高校が減少されれば、進学校の多い大津市に生徒が集中し、大津の子どもが大津の高校に進学できないという事態も予想される。大津市としても県に対して高校統廃合の中止を求めるべきである。

（市民本位の財政運営のあり方の探求を）

2010年版中期財政計画と行政改革プランについて

市民生活を改善し地域経済の再生を図るために、財政面でも市民本位の見直しを行っていくことが重要である。市が策定した中期財政計画は、今後6年間に205億円の収支不足が見込まれるというものであり、その解消のために、滞納金の徴収強化や使用料・手数料などの増収、人件費の削減や庁内分権などによる予算削減によって対応するとしている。

まず、市民生活の困難な時期にこれ以上負担を増やしたり、市民サービスを削減するべきではない。その上で、一定回復してきた国の交付金などの国庫支出金の増加を適切に見込むとともに、市民生活が改善に向かうまで、基金を積み増しするのではなく、適切に取り崩して財源として活用すること。および36億円の地域振興基金の活用や150億円にのぼるガス事業会計の内部留保金の活用などについても検討すべきである。あわせて、大企業への工場建設補助金や不要不急の公共事業などの見直しも行って、財源の確保を図るべきである。

中期財政計画に基づく行政改革プランについても市民生活を支えるという観点で見直しを求める

ものである。

以下に各部局ごとの政策要望を掲載したので、積極的な検討を求めるものである。

【政策調整部】

(1)男女差別の解消と男女共同参画条例の制定を

今年7月に男女共同参画会議が答申した「男女共同参画基本計画策定に当たっての基本的な考え方（答申）」では、「国連が発表するジェンダー・エンパワーメント指数（GEM）において、我が国は109か国中第57位という低い順位に留まっているほか、働いている女性の6割は、妊娠・出産時に仕事を辞めており、女性の2人に1人は非正規雇用であるなど、男女共同参画が必ずしも十分に進まなかった面もある。」として、「基本法施行後10年間の反省」の項をたてるなど、施策の遅れを率直に認め、「実効性」ある計画の必要性を強調している。

また、第2次計画の際にバックラッシュの影響によって後退させられた「ジェンダー」などの理念を復活させるとともに、「女子差別撤廃委員会からの最終見解（2009年8月）における指摘事項について点検するなど、国際的な規範・基準の積極的な遵守や国内における実施強化などにより、国際的な協調を図る。」としたことも重要である。

本答申を受け、年内にも第3次計画が決定される予定であるが、これを受けて大津市における取り組みをさらに強める必要がある。

各分野での改善目標を立て、女性幹部の登用などについて実効性のある「ポジティブアクション」を導入するなどして、具体的な改善を図ること。男女共同参画の視点をあらゆる施策に反映させること。雇用・セーフティネットの構築で指摘されている「雇用の問題、特に男女間の賃金格差の解消や『M時カーブ問題』の解消、均等待遇の確保、長時間労働の抑制、非正規雇用における課題への取組」などについて、大津市として可能な対応を検討するべきである。男女平等の実質的な推進のための啓発活動、女性団体への支援強化、女性センターの充実など取り組みの前進を具体化するよう求めるものである。

また、大津市として男女共同参画社会推進への理念を明らかにした条例制定へ向けて取り組みを行うべきである。

(2)外部「事業仕分け」でなく、住民本位で事務事業の改善を

今年も3回目となる事業仕分けが行われ、23事業について評価が行われ、刈草剪定枝再利用整備事業など8事業が不要と判定された。

事業仕分けは、敬老祝い金の削減や紙おむつ支給の所得制限を設けるなど、行財政改革における経費削減のツールとして使われているが、量的な削減の視点だけではなく、自治体行政の変質という意味でも重大な問題がある。

大津市の行政施策はたとえば児童クラブ事業の成立や経過などを見れば明らかなように、地域住民と議会、行政が、長い時間をかけて作り上げてきたものである。当初は住民が自主的に始められた事業が、子どもの放課後を豊かにすることや親が安心して働き続けられる保障を作ることなど、社会政策（＝自治体における権利保障として実施すべきもの）としての重要性が共通理解となる中で、大津市の補助事業として行われ、さらにはすべての地域で必要とする人が利用できるように市営事業として発展してきたものである。

このように主権者住民の意見や活動がボトムアップ式に自治体政策を作ってきたものであり、大津市における住民自治の貴重な到達点・財産とも言うべきものである。

事業仕分けは、これに逆行するいわばトップダウン方式の政策決定であり、自治に関わらない一握りの外部者の意見で短時間で事業を仕分けることは、住民自治を壊すものになりかねない。必要な事業の見直しは住民の意見をよく聞いて住民とよく相談して決めるべきであり、現行の事業仕分けは中止すべきである。

(3)施設使用料の見直し中止について

受益と負担の公平性確保を理由に公共施設の使用料の見直しが行われようとしている。統一した基準を設けるとしているが、あげられている施設の多くは現在より使用料が引き上げとなり、市民への

負担増となるものである。市民の税金で作られた公の施設は、多くの市民が利用することで、その設置目的を有効に果たせるもので、市民サービスの低下につながる施設使用料の見直しを行うべきではない。

(4)地上デジタル放送移行の延期を求めることについて

テレビのアナログ放送を停止する「デジタル完全移行」が来年7月に迫っている。政府はそれまでにテレビの買い換えやアンテナの設置などを終えるよう国民に求め、今年7月から画面の上下に黒い帯が入ったり、アナログ停波後の画面を「再現」した「砂嵐」放送も実施している。

総務省が5月に公表した地上デジタル浸透度調査は、地デジ対応のテレビやチューナーなどの受信機を保有する世帯を83.8%としており、同調査によれば、年収200万円未満の世帯は67.5%と平均を大きく下回っている。切り捨てられる多くが低所得層で、社会的弱者の情報格差が一気に拡大しかねない。

2011年の地上デジタル放送への全面移行を延期するよう国に求めるとともに、必要な共聴施設のデジタル化への財政的支援や低所得者への移行支援などを国と自治体の責任でおこなうこと。

(5)同和対策の完全終結を求めることについて

同和施策の一般施策への完全移行を実施するために、県の事業を含めた特別対策を終結させるとともに、地域文化交流会館（隣保館）を廃止し、広域的な福祉の拠点施設として再整備すること。

人権啓発事業などについても、民間の自主的なものをのぞいては終息をはかること。

(6)志賀地域栗原地先の旧大型産廃施設予定地の利用について

志賀地域の栗原地先の元大型産廃処分場予定地の後利用については地域の要望に基づく「自然公園」などとして活用するよう県に求めること。

(7)びわこ競輪場の跡地利用について

びわこ競輪場の建築物の撤去については跡地利用についての検討を含めて、県と協議を行い、現状での利用可能な方向で検討すること。また、公園区域であることから、将来的な跡地利用についても、市民参加で検討を行うこと。

(8)広報紙の配布方法の検討を

「広報おおつ」の配布については、仕事確保や全戸への配布を保障する観点から可能な地域からシルバー人材センターの委託事業として実施を検討すること。

【総務部】

(1)憲法を守り、活かす市政を進めること

2010年5月いわゆる「改憲手続き法」が完全施行されたが、もともとこの法律は国民の要求に答えて制定されたものではなく、憲法改悪に反対する国民世論は引き続き広がっている。今求められていることは、世界に誇るべき憲法9条をはじめ、日本国民が大切にはぐくんできた憲法の平和・人権・民主主義の原理・原則をまもり、わが国の社会と政治にいっそう深く定着させることであり、世界の流れからも当然である。

また、今年5月ニューヨークで開かれたNPT再検討会議は、核兵器廃絶が押しとどめることのできない世界の大勢であることをあらためて示すものであった。会議は「核兵器のない世界」達成のため、「必要な枠組みを確立する」「特別な取り組み」を確認し、とりわけ核保有国に「いっそうの取り組み」を求めるものであり、これは核兵器廃絶への重要な前進の一步である。会議では、一部の核保有国の反対によって核兵器廃絶条約の交渉や期限を区切った行程づくりなどが実現しなかったのは

残念である。それだけにいま、核保有国にいつその決断と行動を迫る広大な国際世論をつくることもとめられている。

非核宣言自治体であり、平和市長会議に参加している大津市においてもさらに世論を広げるために核兵器廃絶のための取り組みをおこなうことを要望する。

また、市内の中学校で職場体験学習で自衛隊を選定している状況があるが、武力の行使と戦争を放棄した憲法を学習しながら、一方で戦闘行為をその中心任務とする自衛隊を実習先にし、ましてや「戦車試乗」をおこなうなどは、命を大切にし平和な社会をつくる人間を育てるという教育の目的からも不適切であり中止すること。また、近年増加している武装自衛官の市街地行軍訓練など基地外での演習行為を中止するよう求めること。

(2)官製ワーキングプアをなくすために

官製ワーキングプアも含めて非正規雇用が急増するなか、年収 200 万円以下の労働者が 1 0 0 0 万人を超えるなど、雇用破壊が進行している。行政のあり方を効率的に見直すことは必要だが、非正規雇用が労働者の 3 分の 1 を占める現状は大きな問題がある。他の先進国と比べても、日本の公務員数はすでにきわめて少なく押さえられており、国による行き過ぎた定員管理の圧力をやめさせ、雇用は正規を基本とするべきである。

当面、非正規雇用の「均等待遇」を図るよう努力するべきである。

野田市で今年度から施行され、川崎市、東京国分寺市で条例制定の動きが進んでいる公契約条例については、国への意見書が 845 自治体で可決されている。低価格競争や低入札に歯止めがかからない状況からも、大津市でも積極的に条例制定を検討し、適正な賃金水準や労働条件が確保されるよう求めるものである。

(3)清潔で公正・公平な市政の推進を

中核市への移行により包括外部監査が実現し、未収金や貸付金についての検証や制度のあり方などについて検討された。公正・公平の観点からこれらの意見や課題を受け、さらなる市民本位の市政を推進すること。

契約制度についても、契約の基本は地方自治法では競争入札であることを念頭に置き、随意契約の場合はその金額の妥当性についても市民に納得のいく説明ができるようにすること。入札は、入札価格の妥当性だけでなく、地域貢献や環境・男女共同参画等の人権、労働者保護などの要素を勘案した「総合評価制度」の導入を検討すること。

市民病院での官製談合の問題の中では、予定価格の記入中に職員がこれを知って外部に漏らすなどの管理上の問題も指摘されている。不正の入り込む余地のない厳正な入札事務の執行をあらためて徹底するべきである。

地元中小零細業者の営業を支援するためにも、「小規模登録事業者制度」の導入を検討すること。
(産業観光部再掲)

(4)住民本位の民主的職員体制の確立を

不祥事をなくす住民本位の組織運営を

相次いでいる職員の不祥事は、社会情勢の反映や各職員のモラルの問題もあるが、職場の中での多忙化やものを言いにくい職場環境など背景となる問題もあると考えられる。精神主義の押しつけや職員の基本的人権を抑圧するような職場管理強化ではなく、お互いの仕事の仕方や生活態度などについて気軽に話し合える民主的な職場づくりが必要である。

市民サービスへの公的責任を果たしつつ、質の確保を図るためにも、安易な民間委託や人減らしをやめ、消防防災や介護・保育など必要な分野への職員配置を適切におこなうこと。

行政窓口の接遇などについても市民の人権を守り、市民の立場に立った改善を進めるために、必要な研修などをおこなうこと。

健康でやりがいある職場へ長時間労働の規制を

市民奉仕の行政機構を築いていく上でも、職員の間には格差や不団結を持ち込む能力主義評価賃金の見直しをはかるべきである。また、長時間・過密労働解消に努力はされているものの部署によっては改善が見られないところもある。職員削減や非正規化が影響しているのであればただちに見直すとともに、きめの細かいメンタルヘルスへの取り組みを強める必要がある。

国からの天下りの受け入れ中止を

住民自治、団体自治に立脚した大津市政を進めていくためにも、国土交通省などからの天下りの受け入れを中止すること。法律や政令の運用などについては、住民の生活の実態や要望をふまえて、大津市としての自主的な有権解釈を確立し、国に対して改善の意見を述べることや市民生活の向上に努めること。

(5)所得再配分を保障する公正な課税、年金天引きの中止を

近年、税源移譲などともなう低所得者の課税の強化が進められ、所得に応じた累進課税の原則が壊されてきている。また、低所得者ほど負担の重い消費税の増税も検討されている。

定率減税の廃止・各種控除の廃止縮小など市民生活圧迫の庶民大増税ではなく、税収の低下している高額所得者の税率の回復や法人税率を元に戻すなど、公正な税体系確立を国に求めること。

また、公共事業に協力しての住宅の移転建設や退職で所得が著しく低下した世帯、市街地での農地の課税へのいっそうの配慮など特殊な事情に対応して、固定資産税の減免・猶予などを行うこと。

所得税法第56条は、一日も早く廃止し、家族従業者が営業上や社会保障上の不利益を受けることなく、人間らしく生きる権利を保障されるよう国に求めること。

(6)徴収、収納対策について

滞納整理については、全国的に公金の滞納額の縮減や、効果的な徴収を目指すため、納税課内に「債権回収対策室」を設置し徴収業務を一元化する動きが進められているが、大津市においては機械的な差し押さえはやめ、生活再建を最優先に対応すること。

また、高齢者の生活実態とは無関係に保険料を天引きすることは生存権を保障した憲法に違反するものである。医療・介護などの保険料天引きを行わないこと。

(7)事業の民間委託・指定管理について

指定管理による経費節減の効果は8億円といわれているが、そのほとんどが人件費と考えられる。正規雇用が非正規雇用となり、人数が削減されるなどで住民サービスや安全面について問題がないか市として責任を持って研修・管理の徹底・チェック体制の確保を図ること。

また、3年～5年ごとの契約のため雇用も短期の契約で不安定な雇用をせざるをえない。これを見直して雇用の継続・安定化を図るべきである。

また住民の声が反映できるように住民参加の運営協議会を設置するなど検討すること。指定管理者の指定にあたっては公平・公正が確保されるように市幹部や議員などの利害関係者の指定はおこなわないこと。

また、新規公共施設の建設にあたって「(新)行政改革プラン」のなかでもPFI方式の導入が検討されているが、近江八幡市の病院建設での失敗などで明らかなように、安易な導入は市民サービスの低下と税のむだづかいにつながる。PFI方式の導入は行わないこと。

(8)市民の命と安全を守る防災対策の充実を

災害時の情報提供や避難所の整備について

学区ごとの防災マップが公表されているが、これをさらに充実させること。住民が活用できるよう、わかりやすい情報提供を行い、住民の意見を十分聞いた上で非常時の連絡方法、避難誘導方法などの計画を策定すること。

洪水時・地震時の避難所の整備を進め、学校など避難所での仮設トイレの備蓄や障がい者用トイレ

の整備などを進めること。福祉避難所となっている児童クラブなどのバリアフリー化もこの面から早急に進めること。

防災無線について

防災行政無線・同報系無線装置の整備については、設置場所の景観、騒音、費用対効果を勘案し再考すること。また公共放送による緊急事態の情報伝達、メールによる通報などの活用をはかること。

旧志賀地域での防災行政無線が通勤・通学時間帯にJR運休情報が再度活用されることとなったが、その他の必要な生活情報についても活用を検討すること。

【市民部】

(1)人権を保障する行政責任を明確にした三者協働の取り組みを

市・事業者・市民が、それぞれの立場や役割を生かして、協力・連携のもと課題解決する「協働」の考え方を大津のまちづくりに生かすことは大切である。市民が主権者として市政推進の力を発揮できるように工夫することが求められている。

「新しい公」という考え方があるが、市民の諸権利を保障する行政責任を明確にした上での三者共同とすること。

(2)市民相談・消費者保護活動の充実を

市民の要望が強い「女性の悩み相談」、「法律相談」のいっそうの拡充を行うこと。振り込め詐欺や悪質訪問販売・マルチ商法などが相変わらず横行しており、消費者センターの相談員の正規職員化、増員や研修の強化などの体制を充実すること。自己破産や生活保護受給者に対して、サラ金やヤミ金が狙いをつけて貸付け、過酷な取立てをおこなう新たな貧困ビジネスも起こっている。

こうした人々への啓蒙活動とともに公共料金や税の滞納など多重債務者への解決を支援する庁内外のネットワークをつくること。また、相談しやすい窓口にすることや支援をする職員の研修の実施など、多重債務と生活再建への支援を強化する必要がある。(福祉子ども部再掲)

(3)安くて良質の葬儀事業の継続・充実を

昭和26年より実施してきた市営葬儀は、低廉で信頼できる葬儀として市民の中に定着してきた。生活スタイルの変化とともに、自宅葬からホール葬へと市民のニーズが変化してきているが、これに対応して平成18年度からは葬儀会館なども整備して、今日約2割の市民が市営葬儀を利用している。

今年度、自宅葬に際して水増し請求が発覚するなどの事件が起こり、委託事業者との間で係争が行われているが、市としての事業の信頼回復に全力を挙げて取り組むべきである。

また、「葬儀事業のあり方検討会」が立ち上げられ、市営葬儀事業の廃止、火葬場とホールの指定管理化を内容とする中間報告が出されている。

市民生活が経済的に困難になってきている中で、低廉で安心できる市営葬儀の存在意義は決して失われるものではない。低廉な価格で葬儀サービスを提供する事業者が増えてきているとはいっても、市営葬儀がなければこれが継続される保証はないし、サービスの質の面でも、市営葬儀が一定の基準を保障する役割を果たしていると考える。

一般会計から繰り入れを行って民間事業者を圧迫しているとの意見もあるが、火葬事業については、すべての市民に共通して提供されるものであり、従来の繰り入れは継続すべきものである。葬儀事業への繰り入れに関しては、福祉的な要素を勘案して繰り入れ基準を明確化しながら事業を継続することが望ましいと考える。

良質で安価な葬儀を望む市民の要望に応え、福祉としての役割を果たす市営葬儀事業を継続し、また、公的事業として透明性・公平性を高め、一層のサービス向上を図ることを求めるものである。

大津聖苑に続いて志賀聖苑でも市営の葬儀会館の整備をはかり、事業の充実を図ること。

(4)支所機能の充実を

「一学区一支所」は大津市の特色を生かした制度であり、支所機能のいっそうの充実をはかること。

支所で福祉や保険制度の相談などが受け付けられるようにするとともに、児童クラブ、保育所、幼稚園等年度途中の申請・造園業者の剪定枝などクリーンセンターへの持ち込みについても支所で許可をおこなえるようにすること。

市民に最も近い市の機関であることから、情報収集と本庁との情報交換に努め、市政への相談窓口、市民の声を反映する窓口としての役割も果たせるようにすること。

支所長の嘱託職員化については、重責を担う職務でもあり、正職員の配置に戻すよう検討をおこなうこと。

(5)市民本位の真の国際交流の進展を

新たな姉妹都市・友好都市の提携については、議会の議決事項となったが、自然な市民交流の活発化など諸条件の熟成が必要と考える。当面、新規の都市との提携を急ぐべきではない。

議会や市幹部による姉妹・友好都市との交流が頻繁に行われているが、特権的な海外旅行をやめ、市民的なレベルでの国際交流を支援すること。

(6)市民の芸術・文化活動を保障する予算の拡充を

芸術や文化は、市民の心豊かな暮らしに欠かせない。文化振興は市民が主体であるが、そもそも芸術・文化は採算がとれるものではなく、市民まかせ、市場まかせでは多面的な発展ははかれない。芸術・文化をつくり楽しむ市民の権利を尊重し、その条件を整備することは市の責務である。

市民だれもが等しく文化を享受し、創造する機会が得られるように文化振興にかかる予算の抜本的拡充をおこなうこと。

【福祉子ども部】

(1)障がい者の権利条約を基本とした施策の充実を

障がい者の権利条約を基本とした大津市の新計画策定を

政府は内閣に障がい者制度改革推進本部を設置し、そのもとに障害のある当事者や家族・専門家等によって構成される「障がい者制度改革推進会議」を設置し、推進会議は今年6月第1次意見を内閣に具申し、政府は「障がい者制度改革の推進のための基本的な方向について」の閣議決定を行った。その主な内容は、権利条約に基づく障害者基本法の抜本改正（2011年通常国会上程）、自立支援法に代わる総合福祉法の制定（2012年通常国会上程）、障害を理由とする差別の禁止法の制定（2013年通常国会上程）を政府方針として確認した。新法制定においては障害者自立支援法の最大の問題点であった応益負担、日割り単価を廃止するよう国に対し強く求めること。

大津市でも現在社会福祉審議会障害者福祉専門分科会において、平成23年度以降の新プランの策定に向けた協議が行われているが、国の動向にあわせて、障がい者の権利条約を生かした計画づくりが進められるよう求めるものである。また、その際には障がい者自身が参加して、十分に意見が反映されるよう留意すべきである

地域で生き生きと暮らせる障がい者福祉の前進を

障がい者の移動や自立した生活の保障となる移動支援事業・日中一時支援事業は、利用者のニーズが高いにもかかわらず、実施している事業所が少ないために十分な対応が出来ていない。充実に向けて、事業を行う事業所を増やすためにも、場所の確保や市独自のさらなる報酬単価の上乗せなどの対策をとること。

また、障がい者自立支援法や物価高で障がい者の負担が増えているなか、削減されたガソリン・タ

クシーチケットなどの独自施策をもとに戻すこと。

安定的な仕事確保のため、福祉施設や通所施設などへ大津市の関連事業の委託を増やすよう、全庁的に取り組むこと。昨年度の県の障がい者雇用率は法定雇用率(1.8%)を下回っている事が明らかになった。大津市としても実態を調べ、企業に雇用促進を働きかけること。

地域で自立して生活できる障がい者支援施設の整備・充実を

大津市独自の障がい者施設の整備・運営への支援を - 施設や事業所の月額報酬による報酬切り下げが、人材確保やサービスの質の低下など深刻な影響を与えている。施設職員の非正規雇用が支援法前の40%から53%に増えたと報告されている。月額報酬をもとの月額報酬に戻し、必要な人員を正規で雇えるだけの単価アップを国に求めるとともに大津市独自での支援を検討すること。

大津北部地域の児童デイサービス施設「わくわく」については看護師の配置や給食設備の設置などを進めること。

開設に向けて準備が進められている東部地域の児童デイサービス施設については職員体制、送迎バスについても重度の障がい者が受け入れられるように、どこに住んでいても平等に療育が受けられるよう整備を進めること。

ショートステイ利用のためのベッドの確保を - 緊急時にショートステイを安心して利用できるように、市独自の施策として市内3カ所の施設にベッドの確保をすること。

グループホーム・ケアホーム施策の充実を - 障がい者が地域で自立した生活を営んでいくために、障がい者グループホームやケアホームの充実は不可欠である。設置促進のために、公共用地の提供をはじめ公営住宅の利用促進など特別の手立てを講じて取り組むこと。また、重度障害者が利用できるよう必要な職員配置に対する独自補助を行うこと。

ホームヘルプサービス・日中一時支援の拡充を - ホームヘルプサービスの抜本的な拡充を図ること。あわせて、施設利用者の帰省中の利用などにも補助を行うこと

精神障がい者福祉の充実を

障がい者自立支援法により身体障がい、知的障がいとともに制度的に一元化された精神障がい者に対する支援制度はまだ不十分である。

他の障がい者と同様にJR運賃や高速道路などの割引制度を適用するよう国や自治体として関係機関に働きかけること。雇用の実態把握を早急に行い、雇用の促進のための手立てをおこなうこと。障がい程度区分の判定に実態が正しく反映されていない現状を改め、必要なサービスが受けられるよう基準を見直すなどが必要である。

真に施設・病院からの地域への移行が進むように「精神障がい者退院支援施設」を撤回し、精神障がい者の相談支援活動や住まいの確保を進めること。これらの改善を国に求め、市として実施できる施策の検討を進めること。

(2)安心して子育てができるまちづくりを

子どもの医療費無料化の拡充を

依然として厳しい経済情勢が続く中、子育て世帯の子育てにかかる負担は年々大きくなっている。子どもの医療費無料化については、09年10月から小学校入学までの完全無料化が実現、11年1月からは小学校3年生まで補助が行われることになったことは、積極的な取り組みとして、評価できるものである。ひきつづき中学校卒業までをめざして、対象年齢の引き上げを図ること。また、全国の自治体での取り組みが広がっていることから、国の施策として子どもの医療費無料化を実施するよう強く要望するとともに、福祉医療を理由とした国庫負担の減額(ペナルティ)を行わないよう求めること。

安心して産み育てられる母子保健の充実を

安心して子供を産み育てられるよう妊産婦健診補助券が拡充されたが、継続して実施できるよう国と連携して取り組みを進めること。

県下の周産期・新生児の死亡率が依然として高率となっているが、公的病院や医療機関のネットワークを強めて、周産期医療、新生児・乳児医療の充実を図ること。

保育園の計画的整備で保育所待機児童解消を

大津市では、毎年保育園定数を拡大しているにもかかわらず、依然として多数の待機児童が発生している。市内の人口流入状況、開発計画など関係課の情報も共有しながら計画的に保育園を整備すること。とりわけ東部地域での公立保育園の建設を進めるとともに、堅田や中北部、晴嵐や膳所など特に不足している地域での保育所整備を計画的にすすめ、すし詰め保育、待機児童の解消に強力に取り組むこと。

県からの諸事業への補助制度の削減が打ち出されているが、大津市独自の補助金も含めて民間保育園への補助制度を堅持すること

公的保育を堅持し、保育条件の整備を

政府が計画している「子ども・子育て新システムは」幼稚園や保育園の子どもの発達にとっての特性・違いを十分に吟味することなく「子ども園」に一元化しようとするもので、現場の実情をふまえない拙速な進め方は問題がある。また、現行の自治体による「保育の実施」から「利用契約制度」へと制度の改変を行い、保護者負担も応能負担から応益負担へと変え、保育に欠ける子どもが必要な保育を受けられないおそれのあるものとなる可能性がある。公的責任を曖昧にする新システムではなく、子どもの発達を大切にしたい制度となるよう、大津市としても国に意見を述べること。

所得が伸びない若い世代にとって、保育料負担は深刻な問題となっている。子育て世帯の経済的負担を軽減するために、保育料を引き下げること。また、保育料を条例に位置づけるとともに、急激な所得低下などに対応した保育料の減免などをおこなうこと。

児童クラブとしての役割が果たせる施設、保育条件の整備を

国の放課後児童クラブガイドラインに基づいて、71人以上の大規模児童クラブについては、分離が進められている施設についても手洗い・トイレ等生活に必要な設備が整った施設とすること。職員の休息スペース、鍵付きロッカーの整備を進めること。狭隘化、老朽化が進む施設や男女共用のトイレなど、計画的な施設の整備・改修をおこなうこと。

2008年度に指導員の給与がわずかながらも昇給されたが、依然として生活できる給与といえるものにはなっていない。労働条件の改善は急務であり、指導員が安定的身分で、安心して働き続けられるよう専門職としての賃金・退職金について検討を進めること。メンタル面のフォローについても充実させること。

08年の事業仕分けで示された民間委託をおこなうのではなく、直営を堅持すること。

ひとり親家庭の生活支援の強化を

安心して生活が営めるよう、公営住宅への入居など生活基盤としての住居の確保に対する支援策を講じること。

母子家庭、父子家庭のようにひとり親で子育てしている家庭では、経済的負担に加えて精神的な負担が大きい。現在母子生活支援員・家庭相談員が配置されているが、相談内容が多様化・深刻化しており、緊急対応を求められることもある。個々の事例にきめ細やかに対応するために、相談員の増員や労働条件の改善をはかり、支援体制を強化すること。

ひとり親家庭にとって児童扶養手当は経済的軽減をはかる重要な制度である。就労や社会保障などの支援を受けてもなお厳しい生活を余儀なくされているひとり親家庭を支えるために、児童扶養手当の削減や支給水準を引き下げないよう国に求めること。

DV被害の根絶へ啓発を進めるとともに、関係機関との連携や民間シェルターへの支援をはかるなど対策を充実すること。

児童虐待や育児ノイローゼなどを解消する支援ネットワークの充実を

全国で子どもをめぐる痛ましい事件が後を絶たず、子育ての孤立感などによるノイローゼや育児放棄・児童虐待などが依然深刻な問題となっている。子育ての苦労や不安を解消するために自主的な「子育てサークル」などの取り組みが広がっているが、場所の確保や指導者の確保などで苦労をしている状況も見受けられる。このような市民の取り組みに対して、積極的に支援をおこなうこと。

増加しつつある児童虐待などに速やかに対処できるよう児童家庭相談員の増員を図るとともに、労働条件の改善を進め、正規職員化をはかること

児童館の計画的な充実、中高生の居場所づくりを

競争社会の中で子ども同士の関係が希薄になっている中、子どもが異年齢での遊びや活動を通して豊かな心と体が育まれるよう、児童館を計画的に建設すること。とりわけ、次世代育成支援行動計画（前期）で位置づけられた東部地域での児童館建設を具体化すること。

全国的に若者たちを中心にアクションスポーツ愛好者が増えてきている。大津市でもスケートボードパークなど中高生が利用できる活動の場を整備し、中高生が周囲に迷惑をかけずに、安心してのびのびと過ごせる居場所が保障できるよう、検討すること。

(3)格差と貧困をなくす社会保障の充実を

申請権の保障など市民の立場に立った生活保護行政を

生活保護の相談があっても申請を受け付けない、現に保護を受給している人に辞退を強要するなど、全国でも相次ぎ餓死者が出ている。2008 年末の「派遣村」で見られるように、格差と貧困の広がる中でセーフティネットとしての生活保護制度の充実は重要性を増している。

大津市の生活保護行政は、民間団体などとも連携してホームレスの自立支援活動などに取り組み、一定の役割を果たしてきたが、保護申請時の相談の中で、「兄弟や子どもの扶養を求めること」「別れた夫の養育費を請求してから」など、本来申請後の調査で確認すべきことを理由として、申請がすぐに受け付けられないなどの状況も依然見受けられる。また、生活保護を受給していることが悪いことのようにケースワーカーに言われるなどの苦情も寄せられている。

生活保護行政のあり方が問われているこの機会に、国がこれまで進めてきた「行き過ぎた適正化」を是正し、市民の申請権を保障した対応や被保護者の人権を尊重した対応を求めるものである。そのためにも、ケースワーカーの増員、労働条件の改善や研修体制の強化をはかること。

生活保護の制度改悪を中止し改善をおこなうこと

昨年度より生活保護の母子加算は復活したが、高齢者加算なども復活するよう働きかけること。

リバースモーゲージ制度の導入とその具体化については、高齢者の生活保護を受ける権利を制限するものにならないよう、本人の意向を尊重した対応とすべきである。また、この制度に伴うリスク、たとえば金利の上昇や地価の下落、本人の長生きなどによる売却損などについて、本人に不利益とならないよう、慎重な検討を行うこと。

生活保護の有期化や医療扶助一部負担等を内容とする指定都市市長会の生活保護改革案は、生存権を保障する唯一のセーフティネットとなっている生活保護の制度から、失業者やホームレスを排除することになるもので、認められるものではない。同様に、全国知事会や全国市長会などの新たなセーフティネットの提案については、生活保護制度を国の統一的な制度として国庫負担を堅持して運営するという点については理解できる点もあるが、「適正化」という名目で、生活保護の受給期間を生涯にわたって5年限りとすることや、高齢者へのケースワークをおこなわないことなど、生存権保障を弱めることについては、問題があるので、これについては改善の問題提起をすること。

病気治療やリハビリなどで病院へ通院するための移送費は無条件で認めるべきであり、2ヶ月間立替払いをしなければならないことなどは、実情にあわせて改善すること。

ホームレス自立支援対策の強化を

2002 年にホームレスの自立支援法ができて8年が経過するが、実態調査や生活保護の適用、就労

支援など部分的な対応はおこなわれているものの、抜本的な解決に向けての取り組みは依然として立ち遅れている。市でも、生活保護の適用などによる自立への取り組みが前進してきたが、法に基づく自立支援計画の策定、住所要件を保護適用の条件としないことや、一時保護のための施設整備など残された課題解決のための取り組みを強化すること。

貧困問題解決への本格的な取り組みを

安全で安心な地域社会を作っていくためにも、今日の貧困問題の解決は、重要な意味を持っている。公共料金や税の滞納などに現れる多重債務者への解決を支援する庁内外のネットワークをつくることや相談窓口の設置、支援をする職員の研修など、多重債務と生活再建への支援を強化すること。（消費生活センター再掲）

今日、所得がない人でも介護保険や国民健康保険などの賦課がおこなわれているが、これは生存権の侵害と言わなければならない。市として、「最低生活の保障に関する条例」（仮称）などを制定し、生計費に対する課税、保険料賦課などをおこなわないよう定めること。昨年10月から拡充された生活福祉資金の貸付制度の周知や利用促進を図ること。

就労を希望していても困難な稼働年齢の人のために、職業訓練の場や臨時就労の場を提供できるよう、市としても検討を行うこと。

【健康保険部】

(1)市民の命と健康を守る国民健康保険の運営を

高すぎる国民健康保険料の引き下げ、市独自の減免制度の創設を

所得の1割を超えるなどの高すぎる国民健康保険料のもとで、保険料滞納世帯は増加している。誰もが払える国民健康保険料にするために、保険料総額を収納率で割り戻したり、高額所得者の上限額設定による保険料の上乗せについて、一般会計からの繰り入れによって一人当たり1万円引き下げる。また、所得が生活保護基準の1.2倍以下の世帯を対象にするなどの合理的な基準を設けて、大津市独自の保険料の減免制度を創設すること。

70歳から74歳の高齢者の医療費窓口負担が1割から2割へ引き上げられようとしているが、中止するよう国に働きかけること。

保険証の取り上げをやめ、短期証も郵送交付を

健康に暮らす権利は基本的人権であり、最低生活費を削り込むような保険料賦課は本来人権侵害であり、その上滞納を理由として医療からも排除する保険証の取り上げは二重の意味での人権侵害と言わなければならない。資格証の発行をやめ、短期証についても高島市などでおこなっているように郵送交付をおこなうこと。

安心して医療を受けられるよう窓口負担の減免を

医療費の一部負担ができないことによって、医療を受ける権利を制限することがあってはならない。国が医療費窓口負担の軽減を行うことになったが、入院だけでなく通院についても国民健康保険法第44条に明記されている窓口減免を実施すること。申請用紙を各医療機関に配置し、広報等で周知徹底をはかること。

国民健康保険制度の広域化を中止すること

政府や国が進めようとする国民健康保険の広域化は各自治体が発行している保険料の独自軽減などの制度が廃止されて、保険料の引き上げにつながる事が指摘されている。あわせて、自治体としてのきめ細かい制度運営や相談活動が困難になり、将来的には、都道府県間で医療費の削減競争があらわれることにもなる。国民健康保険の広域化に反対すること。

後期高齢者医療制度の廃止、制度の改善を

高齢者を年齢で差別する後期高齢者医療制度の廃止を国に求めること。当面は高齢者の負担を増やさないよう国・県・市で連携して必要な手立てを講じること。特に低所得者に対しては、保険料の減免措置を設け、払えない被保険者に対する保険証の取り上げは行わないこと。短期保険証交付者に対して、本来の保険証の交付をおこなうこと。

後期高齢者の特定健診については、市独自の健診項目を追加するとともに、希望者には人間ドックの補助を実施すること。

保険者ごとに医療費の削減を競わせる特定健診・特定保健指導制度は、「早期発見・早期治療」を目的とする本来の健診制度をゆがめるものであり、改善を国に求めること。当面、特定健診の中で、従来の眼底検査などもあわせて実施し、総合的な保健事業として取り組みを進めること。

(2)社会で支える介護へ 介護保険制度の改善を

必要とする人に必要な介護の保障を

現在国は 2012 年度からの介護保険制度の見直しをおこなっているが、厚生労働省の介護保険負担案では、軽度者の自己負担割合の引き上げや生活支援サービスの縮小、高所得者の自己負担割合の引き上げやケアプラン作成に自己負担導入をはかるなど、利用者へのサービス切り下げ、負担増が進められようとしている。現在でも重い負担によって、介護サービスを抑制せざるを得ない高齢者が多い中で、このような改悪が行われれば、ますます必要とする人が介護を受けられない事態が広がることになる。制度改悪を許さないためにも、自治体からの意見を国に申し入れること。

介護保険制度については、軽度の要介護者や要支援者への介護サービスの利用の規制をやめ、介護報酬を実情に見合ったものにさらに改定をはかるよう国に求めること。また、現状を改善するために、市の独自制度の創設・適用などを図ること。

介護処遇改善交付金制度については、介護労働者が安心して働き続けられるように改善を図って、継続するよう国に求めること。

介護保険の運用面で、同居の家族が居る場合に、訪問介護が受けにくくなるなどの問題が起こっているが、介護を社会全体で支えるという介護保険制度の趣旨にも反することであり、介護保険の利用に制限を加えないよう事業運営をおこなうこと。

介護保険料・利用料の負担軽減を

高すぎる介護保険料の負担が払いきれない高齢者が増えているが、生活費への賦課はそもそも生存権を侵害するものであり、住民税非課税者は免除するなどの措置が必要である。

また、利用料負担が重すぎるために、利用をためらう人も多い。安心して介護サービスを利用できるように利用料についても生活実態に応じた減免制度を創設すること。また、介護保険で上限を超えた人についても、必要な人については市独自の補助制度を作るなど対応をすること。

05 年から導入されたホテルコストの負担の問題では、個室の利用料が高いために施設をやめざるを得ない人がいたり、比較的安い大部屋を希望する人が殺到して、いつまで待っても入所できない人が増えている。福祉サービスの利用にこのような格差を持ち込むことは許されない。ホテルコストを保険給付対象に戻すよう国に求めるとともに、市としての独自の支援をおこなうこと。

高齢者小規模住宅改造経費補助事業について、住民税非課税世帯などについては、全額補助にするなど負担の軽減を図ること。

くらしを支えるすこやか相談所・あんしん長寿相談所の充実を

市内 7 カ所のあんしん長寿相談所は、高齢者を地域で支える重要な役割を果たしており、ひきつづき直営で運営をおこなうこと。

また、現在のチーム数では多様な相談活動などをおこなったり、介護予防プランの作成などで多忙を極めており、安心長寿相談所の充実が大きな課題となっている。相談所の増設と、支援チームを大幅に増やすこと。

特別養護老人ホームなど介護基盤の整備を進めること

特別養護老人ホームの待機者はすでに 1000 人を超えており、公的保険制度を掲げながら、必要な施設介護などが利用できない現状は一刻も早く改める必要がある。施設整備交付金の改悪などの問題はあがあるが、特別養護老人ホーム・小規模多機能施設などの介護基盤の整備を推進すること。

なお、国による「地域介護・福祉空間整備交付金」は、高齢者生活福祉センター（生活支援ハウス）にも使えることとされており、介護保険外でのこのような居住・通所の施設づくりも検討すること。

介護保険利用者の「障がい者控除認定書」周知・申請の改善を

高齢者の収入は増えていないのに、税や介護保険料が引き上げられるという問題が起こっている。このような税負担を少しでも軽くすることができるのが障がい者控除を受けるための認定書の発行である。

大津市による要介護認定者に対する「障がい者控除認定書」の発行件数は、その対象者の 3 % にも満たない状況である。要介護者と家族への周知徹底をはかり、各支所や介護事業所などに申請書を置いたり、介護認定時や介護保険料通知時に同封することなど、利用しやすい制度とすること。

(3)地域での福祉・保健医療制度の充実を

健康・福祉・医療を一体的に取り組む保健所の運営を

市民の命と健康を守るために、中核市となり健診や予防衛生・医療について保健所を核に一体的に取り組む体制ができることは、大きなメリットである。

市民サービス充実のため、市民病院や健康推進課、各種福祉部門との連携を強め、必要な人材の確保や研修などを強化すること。

健診事業や各種ガン検診などのいっそうの受診率向上を図ると共に、情報の共有を進めて、地域保健体制の整備をはかること。また、精神障がい者の保健・医療・福祉の連携をおこない、施策の前進をはかること。

また、今日問題となっている食品衛生の面でも、市民の要望にこたえられるよう必要な検査の実施や事業所への適切な指導がおこなえるよう体制を整えること。

社会保険滋賀病院の公的病院としての存続を

滋賀病院は社会保険庁の廃止に伴い、独立行政法人「年金・健康保険福祉施設整理機構」に譲渡されたが、公的病院として、地域住民の医療サービス提供に大きな役割を果たしている。

市民病院や日赤などとともに、市内の公的医療を担ってきた社会保険滋賀病院の存続を国に求めるとともに、地域医療のネットワークを進めるための連携を強化すること。

高齢者無料パス制度の創設を

高齢者が生き生きと生活できるよう応援し、健康を増進するだけでなく、公共交通の活性化、公共施設利用の促進など総合的な効果をもたらすものとして検討を行うこと。近畿の県庁所在都市のほとんどが実施している高齢者の無料パス制度の創設に向けた検討をおこなうこと。

【産業観光部】

(1)地域の雇用を守る取り組みを強化すること

解雇・リストラの規制で地域の雇用を守ること

引き続き不況のもとで、不安定労働者などの大量の解雇がとまらない。国や関係機関とともに、大企業などが安定雇用の確保を図るよう申し入れること。また、道路や公園清掃などをはじめとして、緊急雇用的な事業への国の財政支援を求めるとともに、大津市独自での取り組みを進めること。

雇用の問題では、正規雇用が当たり前の社会を作るために実効性のある労働者派遣法の改正を国に求めるとともに、正規・非正規に関わりなく同一の労働条件・待遇を保障し、中小企業への対策を進めながら、時給 1000 円以上の最低賃金の底上げを実現することが重要になっている。また、市の仕事に関わるすべての労働者に対して、このような均等待遇が実現するように、「公契約条例」を制定して、底上げを図っていくこと。(総務部再掲)

学生の就職活動への支援を

「超氷河期」といわれ、就職も進学もせず進路未定となった大学生が全国で 87,000 人余にもものぼっている。学生の就職活動の早期化・長期化がエスカレートし、採用選考基準もあいまいとなり、学生の負担が大きくなっている。加熱した就職活動を是正し、学業の保障と学生の人権を守るために大学・経済界・政府の協議を始めるよう国に求めること。

地元での就職を希望する学生を支援するためにも、地元事業者に新規採用の確保と非正規から正規への雇用の転換を働きかけること。一定期間の正規雇用を行う企業に対して補助を行うなど、緊急の対策などを講じることも検討すること。

シルバー人材センターの事業への支援を

シルバー人材センターへの仕事の減少傾向が続いている。高齢者の生きがい、生活支援として果たしている役割の重要性から、仕事の確保や技能習得への支援など、公的に一層の支援策を講ずること。

(2)雇用や地域経済振興に役立つ企業立地促進へ

企業立地促進条例に基づく体力のある大企業に対する工場建設などの補助制度は、雇用の拡大や地域経済への貢献などの明確な指針や裏付けがおこなわれていない。また、リストラがおこなわれた場合や建物の除却や建て替えなどについての規定も盛り込まれていない。このような大企業への補助制度は中止し、新規の正規雇用を拡大した中小企業や労働者への補助制度など、雇用や地域経済に配慮した促進策へと切りかえるべきである。

(3)地域経済の担い手、中小商工業者への支援強化を

中小企業振興条例の制定と住宅リフォーム制度等の充実を

地域経済の主役となっている中小企業振興の理念と施策の柱を明らかにした中小企業振興条例を制定して、中小企業の実態調査をはじめ、経営に立ち入った技術指導や経営指導を行う体制を整えること。

400 を超える自治体で採用されている小規模修繕契約希望者登録制度を制定し、中小零細建設業者などの受注機会の拡大を図ること。

住宅リフォーム助成制度は、平成 22 年度は、51 人の市民が利用し、410 万円の予算で 1 億 7 千万円の経済波及効果を生み出した。このように地域経済に大きな効果をもたらすことから、予算を大幅に増額して、年間通じて受付をおこなえるようにすること。

小口簡易融資制度の充実と改善を図ること

景気の冷え込みが続く中、中小業者への融資が増えるように金融機関への規制・指導をひきつづきおこなうよう政府に求めること。

中小企業への資金繰り対策として、小口簡易融資制度を使いやすいものとするため、据え置き期間の延長や、返済猶予・期間の延長をはかるなど今日の経済情勢を踏まえた柔軟な対応をおこなうこと。

商店街空き店舗対策への支援強化を

商店街は、車で買い物に行けない高齢者や子どもたちの買い物の場として、必要不可欠な社会的資源である。商店街の公共的な役割を生かすため、不足している業種を空き店舗に誘致するなどの支援策を住民参加で進めること。

大津市内の商店街はそれぞれ、地域の特色を持った町並みを形成しているが、大津百町などの歴史的背景を持った商店街では、町屋を保存することで、町並み全体を博物館として観光客を受け入れたり、伝統工芸品などを普及する場として発展させるなど、住民のアイデアなどを生かした振興策への助成を検討すること。

大型店出店に地域貢献や商業調整などの規制を

国に対して「商業調整にならない制度とする」と定めている大店立地法・第13条を廃止し、06年改正された「まちづくり3法」を抜本的に強化し、郊外への大規模集客施設の出店を原則禁止するよう求めること。

大型店の進出と退出、営業時間などについて、「地域経済振興条例」などの条例をつくって規制すること。大型店に、地域貢献など社会的責任を果たさせるための協定を結ぶなどの措置をとること。

(4)安全な食料を地域で供給できる農林水産業の振興を

農産物輸入自由化にストップをかけ、地産地消による食糧自給率の向上を

日本の農業を守り、40%まで落ち込んだ食糧自給率を向上させるためには、農産物の価格保障と農家の所得補償、担い手の育成、輸入自由化の停止などの総合的な農業支援策が必要である。

政府はTPP交渉に参加していく姿勢を示しているが、例外なくすべての関税を撤廃することになれば、政府の予測でも食糧自給率は13%にまで低下することになり、日本農業は壊滅的な打撃を受けることになる。滋賀県の試算でも県内の米の出荷額は8割も落ち込むことになり、地域農業が衰退することは明らかである。TPPへの参加を中止するよう大津市としても働きかけるべきである。

日米FTA交渉の中止などを国に対して求めていくこととともに、自給率が18%しかない大津市においては地産地消により食文化の継承、地域の交流などを進めるとともに、次世代への普及・定着につながるよう努めること。

大津市での食糧自給率向上の具体的対策として、米粉用の米や飼料米の作付け奨励をおこなうこと、また米粉の利用拡大を図るため、利用に対する補助をおこなうことや、学校給食に米粉パンを積極的に取り入れること。

食料の安全確保対策の強化を

食品の産地偽装・品質の偽装、メラミンの混入、汚染米など消費者の安心を脅かす事態に対し、安全な食を求める声が高まっている。

中核市移行により保健所業務を行う本市として、食の安全を確保する検査体制の充実や改善を国に求めること。

たびたび違反牛肉が輸入されているアメリカ産牛肉の輸入条件の緩和に反対し、BSE検査の助成の継続と共に、ミニマムアクセス米の「義務的」輸入の中止を国に求めること。

農地課税の軽減を

農地に対する課税を軽減するために実態調査をおこない、標準小作料を上回る固定資産税を減額するなどの規定を整備すること。また、地域特産物の振興策を充実させるとともに、市民農園・体験農園等の拡大、直売・交流施設の整備などをはかること。

地元材の利用に助成制度を実施して、森林資源の有効活用をおし進めること。

県が実施している県内産の木材の利用促進補助に加えて、大津市独自でも地元産木材の利用促進を図ること。公共施設などの建設に積極的に地元産木材を活用すること。

鳥獣害対策を充実させること

鳥獣被害が農業生産者に深刻な影響を与えている。ほ場整備ができない中山間地域や、小規模農家にも市独自の電柵補助を行うこと。また、葛川のような僻地に対しては生活支援としての補助を検討すること。

猿害対策を強化するために、犬による追い払いのシステム作りを、動物保護管理センター、警察犬訓練事業者などと共同で検討すること。

【環境部】

(1)家庭系ごみの有料化をやめ、減量・リサイクル対策の抜本的な強化を

焼却中心から減量・リサイクルのごみ行政への転換を

出たごみをいかに処理するかという従来型の焼却中心のごみ処理から、本格的なごみ減量・リサイクル・ごみゼロへ転換し、ごみ有料化に頼らず、明確で積極的な理念と目標をかかげて取り組みをすすめること。

あわせて焼却施設の規模の縮小、施設数を2カ所に減らすなど財政負担を軽減する手法を検討すること。

新たなごみ処理基本計画では、ごみゼロへの目標を示すとともに、現時点での実行可能な施策を体系的に計画に盛り込み、達成年度を明確にすること。

大型ごみの戸別収集に関しても、再資源化に役立つトラック収集や、ストックヤードの整備などを検討し、本格的なリサイクルの仕組みづくりに取り組み、有料化を見直すこと。

分別収集の徹底によって事業系ごみの減量・リサイクル対策を強化すること。また、有害廃棄物(蛍光灯や乾電池)などの収集への企業の協力を求めると共に、市のごみ減量行政への協力を求める意味で、企業参加の協議会を立ち上げること。

ステーション収集と資源物の分別収集の取り組みの強化を

実施可能な地域からごみ収集ステーションの設置・整備に対する補助制度を創設すること。透明ごみ袋はプライバシー対策、カラス対策としても半透明袋への移行を検討すること。

再資源化可能な空きびんについてはコンテナ収集に切り替え、分別の徹底でリサイクル率を高めること。乾電池や古紙(新聞・段ボール・雑誌・雑紙)、古着類など再資源化のための分別を推進し、ステーション回収の対象を広げ、リサイクルしやすい体制を整備すること。

生ごみのリサイクルの推進を

生ごみリサイクルを全市的に制度化するために検討をおこなうこと。各家庭でのコンポストや電動処理機などへの補助を拡充し、啓発協力員などを養成し推進すること。廃油のバイオディーゼル燃料化の取り組みをすすめること。

古紙の集団回収事業の充実を

集団回収は市民団体の活動資金となり、取り組みを促進すればメリットが大きくなり、その活動を通じてごみ問題を考える機会ともなる。集団回収を促進するために補助単価を引き上げること。

再資源化のシステムや再利用の調査・研究をすすめること。

(2)拡大生産者責任の徹底を国に強く求めること

プラスチック容器包装の分別は、市民の理解と協力が進み収集回数の増加ともなったが、そのリサイクルについては燃やすよりも多額な費用がかかり、その負担が消費者と自治体に負わせられている。プラスチックのみならずごみ総量の削減は拡大生産者責任の徹底に負うところはきわめて大きい。

拡大生産者責任を徹底するよう国に求め、ごみになるものを大本から減らすとともに、業界などの責任でリサイクルの推進を図るべきである。

(3)動物保護管理センターを中心に動物愛護の推進を

動物保護管理センターでは、ペットの飼育方法やマナーなどの啓発を中心として、動物の生存率を

高めることを目的にその役割を果たせるよう体制を整備すること。

(4)市民本位の産業廃棄物行政の推進を

産業廃棄物不法投棄・環境保全対策について

産廃問題解決には排出事業者の責任強化が不可欠である。真野大野、和邇中など、市民生活を脅かしている産業廃棄物の不法投棄問題の一刻も早い解決に努めること。また市内各地のごみの不法投棄防止のためのパトロールの強化、摘発の強化を図ること。唐崎国有地の汚染土壌撤去を早急に進めること。

事業者に対し産業廃棄物や汚染土壌の適正な処理と、施設管理の指導を行うとともに、市民の不安を取り除くよう、対応に努めること。

(5)地域環境整備事業の見直しを

地区環境整備事業については、今日の自治体の財政状況や市民感情から考えて、個人施策の見直しや「迷惑料」的な自治会への報奨金など、他地域との均衡を失する対策を改めること。

地域の環境整備や地域振興など一般施策の中での事業へと移行させること。

(6)地球温暖化防止、びわ湖と環境保全の取り組みを

地球温暖化防止のための対策強化を

温暖化ガス排出削減目標達成のため、その8割を占めている産業界への温暖化ガス排出削減を割り当てるなど、踏み込んだ取り組みをするよう政府に働きかけること。

新たな地球温暖化防止地域行動計画を策定し、具体的な中期目標をかかげ、自然エネルギー利用などの「低炭素社会の実現」に重点をおくこと。

太陽光発電パネルの設置補助につづき風力発電や小水力発電など市民の発電活動に対する補助を充実させること。

びわ湖の水質改善のために

びわ湖の富栄養化の大きな要素となっている森林の荒廃を防ぐために、間伐材の積極活用や木質バイオマスの利用を進めること。

農業排水の再利用の仕組みを作ることや河川の自然護岸の回復など必要な指針をもうけて水質改善の取り組みを進めること。企業などの事業系排水については、環境負荷物質の総量規制をおこなうこと。総門川の汚染対策など関連企業への改善指導を強化すること。

(7)道路公害から住民生活を守るために

国道161号線バイパスによる騒音被害の軽減のために、防音壁の設置を申し入れること。特に藤尾、仰木の里、市北部地域などでの対策を進めること。

【建設部】

(1)安心して住み続けられる街へ公共交通の充実を

高齢化社会の進行・地球温暖化防止など、ますます公共交通の整備が重要な課題になっている。市内の基幹的な公共交通である京阪電車を利用しやすくするために、条件整備や利用に支援をおこなうこと。(バリアフリー化、自転車置き場)

バス路線の計画的な整備をすすめ、必要な路線には助成を行うよう検討すること。また、高齢化、郊外型大型量販店の建設、主要な団地や駅・病院などを巡回するバス路線の開発、コミュニティーバスの運行やオンデマンドタクシーの活用などを住民・事業者と協力して行政としても積極的に進めること。

(2)道路、鉄道などのバリアフリー化を

バリアフリー新法が制定され、公共施設などのエレベーターの設置などが義務づけられた。基準に該当しないとして残されている旧志賀町域のＪＲ駅についても、年次的に設置できるよう取り組みを進めること。また、これに対する国や県の補助がおこなわれるよう働きかけること。

ＪＲ膳所駅周辺整備事業については既設の南北連絡橋を生かし、ムダな投資を抑制すること。また、地元や利用者の声を反映した事業とし、早期着工に向け、ＪＲが事業者としての責務を果たすことを求め、市としても努力すること。

国道 161 号線の浜大津周辺や主要な市道など車いすが通行できない歩道の改善を図ること。

(3)生活道路の整備促進と通過交通対策について

道路交通法施行令改正により、高齢者や障がい者、妊婦や産後の女性を対象に、官公庁周辺など、対象者の利用が多く見込まれる場所(路上)に専用の駐車区間が設置できるようになった。これに対応する道路整備を進めること。

自転車用道路など安全に走行できる交通通行帯の整備・駐輪場の整備など環境に優しい交通手段の利用促進策を図ること。

不足している大津駅・石山駅などの駐輪場の整備を促進するとともに、用地はＪＲ等鉄道事業者はその負担を求めること。

ＪＲ大津駅周辺の再整備について、送迎用自家用車の駐車スペースを確保すること。平和堂の商品納入車両のスペースを平和堂内に確保させること

この間、道路管理瑕疵での補償の件数が増加している。市内道路のパトロールは車での巡回だけでなく、地域と協力して歩いてのパトロールも行うこと。小規模の道路補修については、早期に対応できるように改善すること。

狭隘生活道路の改善事業が推進されることになったが、制度の周知徹底や相談体制の整備をはかること。

旧志賀町で行われていた私道での生活道路の陥没等に対する砂利などの現物支給を大津市の制度としておこなうこと。

市内の幹線道路の整備・改良について、国や県に要望すること。とくに、渋滞解消のため、浜大津港口交差点の改良、国道 1 号線の改良、近江大橋・琵琶湖大橋の無料化促進を県に働きかけること。

(5)河川整備の促進・淀川水系等の事業見直しについて

大戸川の堤防の補強・河床の浚渫など、災害の防止や環境保全の立場で河川整備の推進を求めること。

大津放水路事業の効果の再検討・見直しをおこない、計画の対象地域での県・市管理の市街地河川の改修を早急に進めること。

真野川の抜本改修など遅れている河川改修を県に求めるなど積極的に推進すること。

市の管理下にある河川改修、堤防の管理、橋梁の点検を早急におこなうこと。

【都市計画部】

(1)サイエンスパーク地域の整備について

地域の振興策については、事業主体であるＵＲ（都市再生機構）や県の責任で計画を抜本的に見直し、有効な活用方向を住民と共に検討すること。

また、区画整理地域については、市が安易な土地の引き取りや補填などを行わないこと。

(2)歴史と自然を生かす景観保全の推進を

市街地全域での高さ規制の実施を

景観形成条例に基づく各地域ごとの計画づくりにおいては、景観保全を基本として取り組むとともに、商業地域も含む市街地全域に景観保全のための高度地区の指定を具体化して、乱開発を防ぐこと。

特に、湖岸周辺へのマンション建設など高層建築物が目立ってきているが、50年後、100年後を見通して、史跡や寺社・都市公園など一定の場所からのびわ湖の景観を保全するため、階段状に標高で規制をおこなうなど、高さ規制に踏み切ること。

市民にわかりやすい屋外広告物行政の推進を

屋外広告物事務権限の委譲を受け、大津市の歴史的良好的な景観を保全するとともに、公衆に対する危害を防止するための事業推進に必要な体制を早期に確立し、市民にわかりやすい規制・誘導をおこなうこと。

歴史的な町家や街道を生かしたまちづくりを

坂本の伝統的建造物群保存地域の事業推進を図るとともに、京町通りでの町家再生事業などを積極的に推進すること

(3)住民が主人公のまちづくりを

住民本位のまちづくり条例を

まちづくりを住民が主役で進めるために、自治会などを単位とする住民団体がその地域のまちづくりの基本計画を定め、これを市や事業者が尊重することを義務づける住民本位の「まちづくり条例」の制定をおこなうこと。

区画整理や再開発の住民本位の見直しを

当面堅田駅西口土地区画整理事業については、いっそうの円高基調のもとで新たな住民負担になる。市財政を圧迫する事業は進めるべきではない。

また、大津駅西地区土地区画整理事業については、住民合意を基本に慎重な対応をおこない、負担を増やすことのないようにすること。

再開発事業について超高層の建築は景観保全の面から問題がある。周辺住民との話し合いを重ね、安易に大津市が補填をしたり、床の買い取りをするなど開発ありきの考え方をしないこと。

(4)安心して住みつけられる公的住宅を

市営住宅の整備促進を

石山団地の建て替え計画を促進すること。市営住宅の改善は現代的で快適な生活にふさわしい住居水準を保障するため、各戸の部屋の拡幅、トイレの改修、階段式住宅へのエレベーター設置、風呂のない住宅への風呂の設置、駐車場の整備を計画的に進めること。

住宅申し込みが偏り、高い競争倍率のところがある一方、申し込みがない住居もあるという実態をふまえ、居住環境の平準化のため早急に整備計画をたてること。低所得者世帯が増えている昨今、新たな市営住宅建設を検討すること。

高齢者世帯・単身高齢者の増加に対応して、市営住宅の低層階への高齢者入居を可能にするために、バリアフリー化等の改修を促進すること。

中心市街地での市営住宅の建設を進めること。また、高齢者や若い世帯などの民間賃貸住宅への家賃補助をおこなうこと。

雇用促進住宅入居者の転居対策について

雇用促進住宅の廃止による入居者の退去については、雇用・能力開発機構が退去期限の延長など若干柔軟な対応をしているものの、廃止の基本方針は変わっていない。

公的住宅としての雇用促進住宅の存続を求めるとともに、入居者の転居対策については、その意向

を尊重するなど必要な対策を講じるよう、国に求めること。

(5)民間住宅の安心・安全確保を

住居の安全確保へ建築確認制度の改善を

建築物の耐震基準を抜本的に引き上げること、民間の建築確認機構は非営利団体とし、自治体の委託によって確認検査をおこなうようにすること。自治体でこれらを指導・監督できる人材の確保・養成をできるよう、制度の抜本的な改善を国に求めること。

また、もうけ本位の民間まかせの住宅政策を改善し、住まいは人権の立場でチェック体制を確立すること。住宅購入者の生活を守るための「瑕疵保証責任」制度については、中小業者の負担軽減に配慮しながら、その充実をはかること。相談窓口を設けるなど、自治体として可能な支援体制をつくること。

住宅耐震診断・改修への支援強化を

毎年のように国内外で発生している大地震に、市民の耐震改修等への関心が高まっている。民間建築物の耐震化にむけて、無料診断員の派遣など耐震診断については、不十分ながら前進してきているが、耐震改修については毎年数件の補助利用にとどまっている。

建築士会や関係団体とも協議を進め、耐震補強に重点を置いた事業を推進すると同時に、個人住宅の耐震改修をおこなう際の補助制度についても使いやすい事業へと検討を進めること。

マンションの管理への支援体制の整備を

市内のマンションの中にも老朽化が進んで、修繕や改築が必要になるなどの事例も見受けられる。また、全国的には管理会社の倒産や不適切な管理による住民とのトラブルなどの問題も発生している。マンションに安心して住み続けられるように、管理組合などに対する法的な支援や技術的支援などが行えるように、都市計画部の中に相談窓口を設置すること。

(6)認定団地の環境改善を

志賀地域の認定団地の環境改善については、現行制度を継続し将来的な制度の見直しの基準作りを進めるとともに、道路や側溝、交通安全施設など必要な維持・改修などについては、積極的な支援をおこなうようにすること。

【教育委員会】

(1)子どもたちが安心して学べる学校施設の環境整備を

学校施設・設備の整備促進を

国の学校施設の耐震化事業の促進もあり、大津市では市内小・中学校の体育館、校舎の耐震化が順次進められてきている。しかしこれらの校舎のなかには老朽化による異臭を放つトイレや雨漏り、壁のはがれ、廊下や床のきしみ、水回りの不具合など修繕を必要とする箇所も多い。

修繕に必要な予算を十分に確保し、子どもたちが安心・安全の学校生活を送ることができるよう、国・県に予算措置を求めるとともに市としても必要な予算を確保すること。

また、耐震改修にともなう猛暑対策として扇風機の設置が進められてきたが、地球温暖化の中で今後ますます暑さが厳しくなることが予想される。教室へのクーラーの設置について計画的に推進するよう検討すること。

学校の安全対策の充実を

子どもたちが被害に遭う事件が依然後を絶たず、登下校時の不審者の出現など、子どもや保護者の不安は深刻である。市内の各地域でボランティアやPTAなどの見守り活動も展開されているが、一

層の安全対策が求められている。

学校警備員の全小学校への配置をめざすこと。プライバシー保護に配慮しつつ、監視カメラの設置や通報体制の充実などの学校の安全対策をはかること。

通学路の安全対策のために、各学校ごとの改善箇所を明らかにして、年次的に取り組みを進めること。

計画的にマンモス校の解消を

堅田や瀬田地域など人口急増に伴うマンモス校の解消は、今だなお大きな課題となっている。特別教室の共用やプール・グラウンド使用の過密化など、子どもたちの教育条件においても大きな影響を及ぼしている。

今後も開発等により、さらに児童・生徒の増加が予想される地域もあり、子どもたちの教育条件の整備の観点から、必要に応じて分離新設・増設の計画をたてること。また、増築にあたっては、水回り施設など学校生活に必要な設備を整えること。

瀬田地域にあっては、児童・生徒の増加状況から学校の新設に向けた具体的検討をおこなうこと。また、従来から地域住民や保護者の要望が出されている堅田小学校については、早期に分離新設の計画を検討すること。

少人数学級の取り組みがスムーズに導入できるよう、必要な教室数を確保できるよう計画的に整備すること。

学校図書館の充実を

ひきつづき学校図書の実充に努めるとともに、各校に専任の学校司書を計画的に配置すること。子どもたちの読書活動が有効におこなわれるように支援を強めることや、地域・PTAなどの読書ボランティアの活用、図書館の書架・机・照明などの読書環境の整備を計画的におこなうこと。

(2)競争教育を改め、どの子にも行き届いた教育を

全国学力・学習状況調査への不参加を

「全国いっせい学力テスト」として3年間実施し、今年度は抽出方式に切り替えたが、教育現場では無用の混乱や負担が増え、結果の扱いなど歪みをもたらした。

この間調査結果が子どもたちの学習に大いに活用されたとはいえ、むしろ序列化を促すような状況も生まれている。

大津市として不参加を表明すべきであり、本調査にかかる費用を子どもたちの学力の定着のための教育条件の整備に振り替えるよう国に働きかけること。

高校統廃合の中止、通学区域の見直しを

県教育委員会は小規模校の統廃合を進めようとしている。大津市では堅田高校や北大津高校がその対象となっているが、他地域の高校が統廃合されても、大津市への生徒の集中など地域の子どもの大きな影響が考えられる。今後10年間生徒数は変わらないと考えられることから、統廃合計画を中止するよう求めること。

06年度入学から県教育委員会は高校通学区域を廃止した。大津の高校に県全域から希望者が集中し、大津の子どもたちが地元の高校へ行けなくなったり、学校の序列化・教育格差に拍車をかけることとなっている。

子どもたちや中学校での教科指導・進路指導などへの影響を調査し、改善の課題を明らかにするとともに通学区の復活を県に働きかけること。

学校選択制の検証と見直しを

大規模校の解消として導入された学校選択制だが、むしろ大規模校はさらに大規模になり、一方小規模だった伊香立中学校ではさらに生徒が減り、放課後のクラブが成り立たない状況になっている。地域のつながりや子育てなどの面からも、現時点で学校選択制の見直しを行うこと。

(3)公民館などの社会教育施設整備と利用促進について

公民館等の施設整備と利用について

公民館は学校施設同様災害時の市民の避難場所となっている。老朽化している公民館の施設改修や設備・備品の計画的な修理をおこなうこと。

今、全国的に「受益者負担の適正化」と称して、公民館、体育館、文化施設などの使用料を徴収あるいは、引き上げる動きが進んでいる。「住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与する」ことが社会教育施設の目的であり、その使用については原則無償とし、自主的なサークル活動や市民活動を保障すること。

図書館の計画的な増設と図書館活動の充実を

大津市では、かつて図書館協議会が市内8館構想を策定したが、県都大津として時代にふさわしい図書館の整備・建設計画の策定に取り組むこと。特に市内中北部、中南部、南部への設置計画を具体化すること。

大津市の図書館行政の現状は、図書購入費や蔵書数、貸し出し冊数などで比較しても県下最低の水準となっている。

市立図書館の利用促進を図るために書庫の増設、自転車・自動車駐車場の増設、蔵書の拡大に取り組むこと。また図書・資料の充実、普及、啓発のために、図書司書資格を持った図書館長の任命、司書職員の比率を高め、図書館行政の向上をはかること。

市内の重要遺跡や史跡の整備の促進をすること

近江大津宮跡、穴太廃寺、近江国庁跡などの整備を促進すること。

史跡は、歴史の生きた教材でもあり、観光資源でもある。保存状況を総点検し、適切な対策をおこなうとともに情報を市民にも提供し、保存に努めること。

国・県の補助金の削減などにより、文化財などの維持・補修が困難になる事例も見受けられる。予算確保への積極的な取り組みをおこなうこと。

歴史博物館・市民会館・伝統芸能館など文化芸術施設の利用促進・企画の普及を

文化芸術や歴史に親しむことのできる施設が多数整備されてきたが、必ずしも利用状況が良いとはいえない。

市民参加で企画作りを進めるなど、利用促進を図るとともに、指定管理制度についても見直しをおこなうこと。

より多くの市民にスポーツ振興を

地域の人口や、クラブなどの団体数などにより、体育施設・グラウンドの利用状況に差が生じている。大津市スポーツ振興基本計画の策定にあわせて、市民の誰もが気軽にスポーツに取り組むことができるように、体育施設・グラウンドなどの施設管理の一元化を図って、利用者の利便性をはかるなど条件整備を進めること。

(4)教育の国家統制に反対し、民主主義を守る教育を

教育基本法やそれに続く教育三法の改悪など、国が教育目標を示し、地方教育行政の自主性が弱められるなどの統制が強められようとしているが、教育の原理、教育の基本はあくまでも現行の憲法にある。一人一人の人権と教育・研究の自由、思想・良心の自由を尊重した教育の推進が必要である。

教職員や児童・生徒の内心の自由を踏みにじり、教育現場を国家統制の道具とする「日の丸・君が代」の押しつけも大きな問題になっている。大津市として、このような強制をおこなわないこと。

(5)子どもの人権を保障する教育活動への支援を

管理教育をやめ、子どもの人権を尊重する教育を

いじめによる自殺が相次ぐなど、子どもたちを取り巻く状況はきわめて深刻になっている。極度の競争教育のもとで、子どもたちが大きなストレスを抱え、いじめという形で発散したり、不登校に陥るなど現在のゆがんだ社会や教育制度が、子どもたちを追いやっている。これに対して、管理教育のやり方で、「いじめてはだめ」「いじめたものは厳罰を」という形で上から押さえつけても、事態はいっそう悪化するばかりである。

一人一人の人権を大切にす民主的な道徳をはぐくみながら、教師と子ども的人間的な信頼関係を形成しこれを通じて働きかけること、子どもたち自身がいじめを克服していく力を獲得していくことなど、教育の条理に沿った解決のための取り組みが何よりも大切にされなければならない。

そのためにも、補助指導教員の配置や少人数学級の推進、教師の多忙化の解消、養護教諭の複数配置、カウンセラーやスーパーバイザーの配置など、教育現場が必要とする条件整備をおこなうこと。また、不登校児童の受け皿などの整備を進めること。

教育現場の声を反映した民主的な教科書選定を

教科書採択については、子どもの発達や学習を基本として、学校現場の意見を反映した採択とすること。

少人数学級の推進を

国は 35 人学級の推進の方針を明らかにし、来年度から段階的に取り組む方向を示した。このような制度を活かして、これまで県が取り組んできた 35 人学級への取り組みを後退させることなく、更に積極的に 30 人学級への取り組み・複数担任制を進めるなど教育条件の改善を求めること。

学校用務員は正規職員の配置を

子どもたちの学校生活を側面的に支え、安全・安心の環境を整備する職務は学校運営に直接関わることから、一部業務を請け負う委託でなく、正規職員を配置すること。

ALT の直接雇用へ改善を図ること

担当教諭と打ち合わせをしたり、連携した教育が推進できるように ALT については、請負から直接雇用へと切り替えること。

(6)教育費保護者負担の軽減を図ること

保護者負担の軽減と就学援助費の充実を

所得格差が広がり、保護者の所得・生活水準により、子どもの教育水準に格差が生まれている。義務教育は無償の原則をふまえ、学級費・PTA 会費などの保護者負担の軽減を図ること。

国の就学援助費への負担が削減されてきているが、児童生徒の生活実態をふまえて、どの子ども教育を受ける権利を保障されるよう市独自でも就学援助費の充実をはかること。

志賀中学校の対象生徒へ給食の「就学援助費」の支給をおこなうこと。

通学補助の全額支給や通園バスの存続を

教育の機会均等の理念から、交通機関を利用しなければ通学できない小・中学校の児童生徒の通学費補助については、全額補助をおこなうこと。

また、旧志賀町域については地域の実情や、これまでの歴史的経緯などにかんがみ、少なくとも現行通りの距離制限を設けず、通学費補助を継続すること。

学校給食の充実、中学校給食実現を

「食育基本法」の趣旨を生かし、食材供給は「地産地消」を奨励し、安全で豊かな学校給食へ自校式を視野に入れて改善と充実を図ること。

中学校給食は、全国 8 割の自治体で実施されている。教育の一環としての学校給食の役割、子どもたちの食生活の改善に果たす役割に鑑み、中学校給食を大津市で実施するよう検討をおこなうこと。当面志賀中学でおこなわれている給食を存続させること。

(7)障がい児教育の充実をはかること

特別支援教育の充実をはかること

軽度発達障がいを含め、どの子どもにもていねいな教育ができるよう支援をおこなうこと。特に医療的ケアの必要な子どもについては看護師の配置を行い、親の介助が当たり前となっている現実を見直し、自治体として教育を受ける権利をしっかりと保障すること。

大津市南部に特別支援学校の建設をするよう県に要望すること

草津養護学校では子どもたちが長距離通学を余儀なくされたり、特別教室をつぶして教室にするなど豊かな教育とはいえない実情がある。行き届いた教育を進めるためにも大津市南部への特別支援学校の新設を県に働きかけること。

また、高等部卒業後の進路として特別支援教育・専攻科についても設置を県に要望すること。

(8)幼稚園教育の充実を

少子化や地域交流の希薄化などの問題にあわせ、低年齢児からの集団生活を望む声が高まっている。こうした現状から、幼稚園の 3 年保育が広がっている。

合併前に幼稚園を統合した旧志賀地域では、09 年度からの 3 年保育の廃止により、これまでになかった保育園の待機児童がうまれており、早急に、3 年保育に戻し、全市的な実施の計画を持つこと。

【消防局】

(1)消防力の抜本的な強化をはかること

災害対応の強化・充実のため、消防職員を基準消防力へ近づけるための増員をはかること。有給休暇については、取得できるよう努力されているが、職員研修の時期の関係などからなかなか改善が困難である。しかし、市民の命を守る消防職員の健康管理のためには有給休暇などがしっかりととれるように、職員配置にゆとりを持たせるなど市として検討を重ねること。

(2)自主防災組織等への支援を強化すること

消防団の設備の充実に努めること。自主防災組織、自治会等の防災用機材の補助を充実させること。学区単位だけでなく、各自治会ごとの自主防災組織への補助実施についても検討すること。

火災による高齢者などの犠牲が多いことに鑑み、住宅用火災報知器の設置については来年度の義務化に臨んで、さらなる設置促進を図るため低所得者などに対して補助制度を作るなどの対策を検討すること。

(3)市町村消防の広域化に反対すること

国の「市町村の消防の広域化の推進」を受けて、滋賀県常備消防広域化検討委員会は 2016 年には全県一消防本部体制を提言しているが、現場の声をよく聞いてスケールメリットより地域住民の安心・安全を優先し、広域化に反対すること。

【企業局】

(1)おいしい水の安定供給を継続するために

「結の湖都・水道ビジョン」に基づき、老朽施設の更新・耐震化などの整備を理由として昨年度大幅値上げを行ったが7億8千500万円の利益計上となっている。厳しい市民生活に目を向け、市民負担の軽減のため、建設改良は必要最小限にとどめること。耐震化などの特殊事情については一般会計での対応とすること。水道事業にかかる高金利の企業債の借り換えができるよう、引きつづき国に求めること。

(2)市民本位の下水道事業の推進を

今年度から企業会計に移行したが、昨年度の大幅な料金値上げにより3億3千万円の当年度利益を計上している。下水道事業の負担について、国は汚水の資本費の全額を使用料負担とするよう指導しているが、このような負担区分では、連続的な値上げと多大な市民負担を招くことになるものであり、費用の負担区分は用地費や建設費については公費で、維持管理費については使用料で負担するという区分に改めるべきである。

合流式改善、老朽施設の更新・耐震化や下水道の管渠の整備については、必要性和財政の両面から厳密に検討し過大にならないよう、不要不急の投資を抑制すること。

下水道汚泥については、焼却処分方式から脱却しコンポスト化や消化ガス発電など資源の有効活用などのリサイクルの促進を図ること。

(3)ガス事業の利益を市民に還元し、料金の引き下げを

市民生活を守るガス事業を進めるため、料金の改定については、議会の議決とすべきである。150億円にのぼっている黒字分は、単に現預金残高と投資有価証券としてため込まれているだけであり、市民生活の役に立っていない。速やかに値下げを行うなど住民に還元すること。

【市民病院】

(1)地域医療を守るために国の医療費抑制策の改善を

今日公立病院の約7割が赤字経営とされているのは、地域の中で不採算医療を担い、住民のいのちと健康を支えているためであり、医療費の連続的な削減で診療報酬を切り下げるなどしてきた国の施策によるものである。

市として医療費抑制や医療制度の改悪に反対し、国民皆保険制度の維持、混合診療の規制など、市民が安心できる医療の確保へ国に働きかけるよう求めるものである。

(2)公的病院として市の独自の支援強化を

2001年から2006年の経営健全化措置によって、累積欠損は基本的に解消されたが、引き続き市民病院の経営は困難な状態が予想される。市民の理解と納得の上で一般会計からの繰り入れを増額して公的病院としての経営を守ること、また国に対しては補助金の増額を強く求めること。

経営健全化プランでは、基準看護体制の見直しによる報酬の確保や先進機器の導入による医療の質の向上などの工夫も計画されているが、これらの機能強化のための費用についても、一定の繰り入れをおこなって、病院機能の向上を図ること。

(3)患者負担の軽減・安心できる医療への取り組みを

赤字解消の一環として、患者負担をこれ以上増やさないこと。医療費の自己負担の増大が健康に不安を抱える市民にとりわけ大きな痛みとなっている。治療方針としての個室料の徴収はしないことを徹底すること。

また、大きな負担となっている薬剤費については、患者負担の軽減、患者本位の治療・投薬を行うために、ジェネリック薬剤への切り替えをおこなうための検討を進めること。整形などで使用する

補装具などについても、一時的に使用するものについては、レンタル制度を導入するなど、負担軽減のための改善を図ること。

入院の短期化や他の地域医療機関や介護との連携、福祉的ニーズを伴う患者への対応など地域医療課が果たすべき役割は大きい。機能を十分果たすために、庁内関係課との連携を強め、ソーシャルワーカー（MSW）の研修・体制強化をはかること。

市民からの要望の強い小児科診療体制の充実や女性外来、入院助産の設置など診療体制の充実を図ること。

(4)医師不足・看護師不足の解消へ条件整備を

医師・看護師不足は社会問題として深刻化しているが、マンパワーの確保は、病院経営の改善のためにも重要な課題となっている。過重負担となっている長時間勤務の診療科の医師増員を図り、患者の医療要求に応えること。

また看護師の養成や働き続けることができるように、市民病院の看護学校での修学資金の貸付制度を復活することや、院内保育所充実など積極的な対策を進めること。

医療事故根絶のために、多忙化の解消を図り、研修制度の充実などをはかること。

また、医療事故の原因を客観的に究明する第三者機関の設置、幅広い医療事故に対応する無過失補償制度の創設をもとめること。

(5)不祥事の根絶のため公金管理等の適正化を

市民病院での談合事件や公金横領事件などの不祥事が発生したが、職員の認識を深めると同時に入札管理の適正化や公金管理の徹底など改善を図ること。